

令和6年3月

萩市議会定例会議案（追加）

議 案 目 次

議案番号	件 名	
40	令和5年度萩市一般会計補正予算（第11号）	1
41	萩市税条例の一部を改正する条例	7

議案第40号

令和5年度萩市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度萩市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,097,940千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月28日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
19. 繰入金		2,037,052	5,720	2,042,772
	1. 基金繰入金	2,037,052	5,720	2,042,772
歳入	合 計	33,092,220	5,720	33,097,940

歳出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4. 衛生費		3,140,354	5,720	3,146,074
	2. 清掃費	803,689	5,720	809,409
歳出	合計	33,092,220	5,720	33,097,940

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業	上段補正後 下段補正前		
			金額	金額	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	火葬場・霊園管理	運	事業	6,380
		し尿処理	事	業	5,720
合 計					1,513,981
					1,501,881

議案第 4 1 号

萩市税条例の一部を改正する条例

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市税条例の一部を改正する条例

萩市税条例（平成 1 7 年萩市条例第 5 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 3 4 条の 2 の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 3 6 条の 2 第 1 項又は第 4 項の規定に

よる申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。